

校区表

島本町教育委員会

(平成29年4月現在)

島本町では、次のとおり住所地により通学される学校（校区）を定めています。

なお、教育委員会が相当と認める要件に該当される場合（別紙参照）には、保護者の方の申立てにより校区外の学校に通学することができます。

小学校区

学校名	通学区域
島本町立第一小学校	広瀬一・二・三丁目、広瀬四丁目（1～21番）、広瀬五丁目、山崎一・二丁目、山崎三丁目（3～10番）、東大寺一丁目、大字広瀬
島本町立第二小学校	大字大沢、大字尺代、大字山崎、山崎三（1・2番）・四・五丁目、大字東大寺、東大寺二・三・四丁目、若山台一丁目（1・3・5・6番）、若山台二丁目（2～7番）、百山
島本町立第三小学校	大字桜井、桜井一・二・三・四・五丁目、桜井台、青葉一・二・三丁目、水無瀬二丁目〔8・9番の一部（170番地）〕、若山台一丁目（2・4番・793番地）、若山台二丁目（1番）、大字広瀬の一部
島本町立第四小学校	広瀬四丁目（22～26番）、水無瀬一・二丁目〔1～7番、9の一部（170番地を除く）～22番〕、江川一・二丁目、高浜一・二・三丁目

中学校区

学校名	通学区域
島本町立第一中学校	広瀬二・三・四・五丁目、青葉一・二丁目、水無瀬一・二丁目、桜井一丁目（4～13番）、桜井五丁目（16～30番）、江川一・二丁目、高浜一・二・三丁目
島本町立第二中学校	大字大沢、大字尺代、大字山崎、山崎一・二・三・四・五丁目、大字東大寺、東大寺一・二・三・四丁目、広瀬一丁目、青葉三丁目、百山、大字桜井、桜井台、桜井一丁目（1～3番）、桜井二・三・四丁目、桜井五丁目（1～15番）、大字広瀬の一部、若山台一・二丁目

就学する学校を変更したい場合

教育委員会が相当と認める要件に該当される場合（下記参照）には、保護者の方の申立てにより校区外の学校に通学することができます。

1 小学校区（一部地域）の弾力的運用制度

一部の地域（下表参照）において、指定された校区内の学校（指定校）以外にも通学可能な校区外の学校（選択校）を定めており、希望される場合には選択校に入学・転入学することができます。

対象：下表の対象地域に在住の小学校1～6年生

受付時期：（既に対象地域に在住の方）毎年1月に翌年4月以降の就学校変更の受付を行ないます。

（新たに対象地域に転入の方）転入手続き時に受付を行ないます。

調整区域名	区 域	指 定 校	選 択 校
A 区域	山崎三丁目1・2番	第二小学校	第一小学校
B 区域	百山〔1番（1～4号）、2番、3番、5～15番〕	第二小学校	第三小学校
C 区域	若山台二丁目1番	第三小学校	第二小学校
D 区域	若山台一丁目2・4番・793番地 大字桜井936番地、大字広瀬1098番地	第三小学校	第二小学校

2 中学校区の弾力的運用制度

次の要件に該当される場合には、異なる校区の中学校に就学することができます。

対象：入学予定者または転入者で、次の要件に該当される方

要件：次の要件のいずれかに該当される場合

1. 通学する際の距離・時間の利便性、安全性を考え、校区外の中学校へ入学希望される場合
2. 個別の事情から、中学校入学に際し、小学校時の友人とともに同一中学校へ入学しなければ、学校不適応を生じる恐れがあると判断される場合

受付時期：（既に対象地域に在住の方）入学前の1月に、校区外への入学希望を受付けます。

（新たに対象地域に転入の方）転入手手続き時に希望を受付けます。

3 学年途中の転居、仮住まい、その他の事情による変更

別紙「指定校変更及び区域外就学の審査基準」に該当される場合には、保護者の方の申立てにより通学する学校を変更することができます。

指定校変更及び区域外就学の審査基準

島本町教育委員会

学校教育法施行令第8条に基づく「指定校の変更」及び第9条に基づく「区域外就学」に関し、島本町教育委員会では下記の条件を満たし下表の事由に該当する場合に、許可することとします。なお、標準処理期間（受付から回答までの期間）は2週間とします。

ただし、島本町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則に基づく「校区の弾力的運用」制度に係る指定校変更の基準及び取扱いについては、別に定めるところとします。

(注釈) 「指定校変更」：島本町内における校区外通学

「区域外就学」：島本町外から町立学校への通学

- (条件) 1. 児童生徒にとって通学が大きな負担にならないこと。
2. 通学時間が片道概ね1時間以内であること。
3. 町外からの通学の場合、保護者の送迎または公共の交通機関を利用すること。
(自転車の利用は原則禁止)
4. 通学途上の安全に関しては保護者が一切の責任を持つこと。

(手続) 事前に教育総務課に相談のうえ、「指定校変更申立書（様式1）」または「区域外就学願書（様式2）」を提出する。

区分	事由	許可する期間、添付書類など
学年途中の転居	学年の途中で校区外へ転居するが、継続して転居前の校区の学校に就学することを希望する場合	(1)小学校 ア. 1年生から5年生は、学期末まで許可 イ. 6年生（5年生3学期の終業式以降）は、卒業まで許可 (2)中学校 ア. 町内転居の場合、卒業まで許可 イ. 町外転居の場合、1・2年生は学期末まで、3年生（2年生3学期の終業式以降）は卒業まで許可
先行入学	概ね6ヶ月以内に新住居に移転することが決定しており、あらかじめ新住居のある校区の学校に就学することを希望する場合	学年当初（学期または転入学の当初）から、新住居のある校区の学校への就学を許可 ※入居の確認ができる書類（売買契約書、賃貸契約書等）の添付が必要
仮住まい	住居の建替等により、一定期間（概ね6ヶ月以内）校区外に仮住まいし、その後校区内に戻り再入居することが決定している場合	仮住まいの開始日から再入居日まで許可 ※再入居の確認ができる書類（工事契約書、賃貸契約書等）の添付が必要
家庭事情	親戚等に預けられた場合、児童養護施設への入所等、家庭の事情による場合	島本町内に居住の実態がある期間（ただし年度末までの期間） ※年度を越える場合、再度手続が必要
教育的配慮	身体的な理由、いじめ、不登校対応等、教育的配慮を要する場合	教育総務課・教育推進課と学校長の協議により、配慮を要すると認められる期間（最長で卒業まで） ※場合により、医師の診断書、校長の意見書等が必要
その他	教育長が特に必要と認める場合	必要と認める期間